

介護保険制度について

介護保険は全国の市区町村が運営していますが、その財源となる 40～64 歳(第2号被保険者)の介護保険料は健保組合等の医療保険者それぞれに割り当てられた介護納付金をもとに決められます。

この介護納付金は、国全体で必要な介護給付費のうち、およそ 27%に当たるもので、各医療保険者の加入者数に応じて決められていましたが、2017年 8月からは、後期高齢者支援金と同様の総報酬割が段階的に導入され、健保組合等の報酬額の高い保険者には、より高い介護納付金が課せられることになりました。

健保連がまとめた「2021 年度健保組合予算早期集計結果」によると、1330 組合の平均介護保険料率は 1.77%で、前年度より 0.09 ポイント増となりました。

保険料率を引き上げた組合は 42.5%にあたる 565 組合、設定料率が 1.8%以上なのは、ほぼ半数の 664 組合となっています。

<総報酬割の導入と保険料率>

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
総報酬割の割合		1/3	1/2	3/4	全面	全面
保険料率	道新健保	1.10%	1.60%	1.60%	1.60%	1.60%
	健保連平均	1.47%	1.52%	1.58%	1.68%	1.77%

【参考】

- 厚生労働者の「介護保険制度の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf>
- 健保連の「2021 年度 健康保険組合の予算早期集計結果」
<https://www.kenporen.com/press/2021-04-22-11-10.shtml>